

農業者年金受給権（被保険）者のご遺族の方へ

農業者年金を受給（加入）していた方が亡くなった場合
「農業者年金死亡関係届出書（様式第K31号）」を
10日以内にJA窓口へ提出する必要があります。

①提出書類

「農業者年金死亡関係届出書（様式第K31号）」

※JA窓口にあります。

②添付書類

◆農業者年金証書または被保険者証

（なくした場合はその旨JA窓口へ申し出てください）

◆受給権（被保険）者の戸籍謄本（死亡日記載）

※未支給年金等を請求する場合は下記の書類も必要です。

◆受給権（被保険）者と請求者の関係が分かる書類（戸籍謄本等）

◆請求者の預金通帳

★未支給年金等請求順位について

配偶者 → 子 → 父母 → 孫 → 祖父母 → 兄弟姉妹 → 三親等内

上記の順番で請求できます。先順位者がいる場合後順位者は請求できません。

後順位者が請求する場合は先順位者がいないことのわかる書類も必要です。

③提出場所

JA新ひたち野

JAやさど

本店 : (56) 5800

本所 : (43) 1101

南台支店 : (56) 5813

柿岡支所 : (43) 0014

石岡支店 : (23) 2057

園部支所 : (46) 0095

★本人の口座のあった支店・支所で手続きしてください。

石岡市農業委員会事務局
0299-43-1111
内線1338